

簡易な収入(所得)見込額の申立書

【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

1.下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

2.申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記入した方全員について記入してください。

	(フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和4年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等の 適用 ③	収入の減少の あった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
	氏名					給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	収入合計額 A+B+C=【D】			円	円
						円	円	円		

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
 - 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
 - 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
 - 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の月を記入してください。
 - 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。
- ※令和4年度住民税確定後は、令和3年1月から12月の任意の1か月による申請はできません。令和4年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付の対象となります。

給与収入	※給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を提出してください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合に記入してください。 ※新型コロナウイルスに係る協力金など、課税となるものは事業収入に含みます。協力金は、対象となる緊急事態宣言等の期間で按分し、月次支援金は対象月分を計上してください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を提出してください。
年金収入	※公的年金、個人年金、退職金(年金方式によるもの)がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を提出してください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円以下
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	138.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.3万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	210.3万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	250.3万円以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円未満

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用します。

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

3. 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	年間収入 見込額 ⑧	【控除】			年間所得 見込額 ⑫	非課税相当 所得限度額 ⑬
			給与所得 控除額 ⑨	事業収入等 の 経費 ⑩	公的年金等 控除 ⑪		
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑧「年間収入見込額」欄には、おもて面の「年間収入見込額(⑥欄)」の額を転記してください。

⑨「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- ① A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑩「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
- ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類を提出してください。

⑪「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑫「年間所得見込額」欄には、以下の算定式により計算の上、記入してください。

⑫年間所得見込額 = ⑧年間収入見込額 - (⑨給与所得控除額 + ⑩事業収入等の経費 + ⑪公的年金等控除)

⑬「非課税相当所得限度額」欄には、おもて面の「左欄の者が扶養する者の数(①欄)」の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」欄の「配偶者・扶養親族」の人数は、「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円以下
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	83.0万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	111.0万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	139.0万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	167.0万円以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円以下

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用します。